

外国人労働者向けモデル 労働条件通知書



外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金その他の主要な労働条件を書面で明示することによって、労働条件をめぐるトラブルを防止するよう、この労働条件通知書の活用を図って下さい。

その記載に当たっては、「記載要領」を参照して下さい。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法等の労働基準関係法令及び「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」は、日本国内の事業に使用される労働者であれば、外国人についても適用されます。

- 事業主は、外国人労働者との労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働条件について、当該外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付しなければなりません。

(外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針)

労働省

都道府県労働基準局・労働基準監督署

外国人労働者向けモデル 労働条件通知書の記載要領

- 1** 労働条件通知書は、外国人労働者の労働条件の実態について確実をもつ者が作成し、本人に交付すること。
- 2** 各欄において複数項目の一を適用する場合は、該当項目印をつけること。
- 3** 職務内容が二箇以上ある場合は、書類の記載による表示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、賃金等に関する事項、臨時に用いられる賃金等に関する事項、労働地に異動させるべきものに関する事項、就業条件に関する事項、職務別給に関する事項、支拂額及び賃料外の福利厚生に関する事項、運動及び福利に関する事項、休暇に関する事項については、個別事項を細部として記載している場合には口頭又は書面による明示する範囲があること。
- 4** 労働条件の範囲については、労働基準法に定める範囲内とすること。
- 5** 「(1)、賃金の額」及び「(2)、就業する時間の内訳」の欄については、記入欄後のものを記載することで足りるが、賃料改収実績簿や就業させた労働者を併せた総額を示すことを除し後述のこと。
- 6** 「IV、労働時間等」の欄については、該該労働地に適用される労働時間等を記載すること。
また、通常労働時間、フレックスタイム制、夜間労働時間の適用がある場合は、次に記載して記載すること。
 - ・**直・形・労・働・時・間**：適用する通常労働時間の標準(1年単位、1ヶ月単位等)を記載すること。その際、交換制でない場合は、「交替制」で表現してあること。
 - ・**フレックスタイム制**：ヨアタイム又はフレキシブルタイムがある場合は、その時間等の開始及び終了の時期を記載すること。ヨアタイム及びフレキシブルタイムがない場合は、かつて曾むを一括してあること。
 - ・**夜間労働の標準時間**：規定の始業及び終業の時間等を記載すること。
 - ・**直・形・労・働・時・間**：基準とする時間、通常労働がない場合は、「効率-----を基本とし、」の欄をもつて表現してあること。
 - ・**交・替・間**：シフト勤務の場合は、標準の時間等を記載すること。また、定期労働時間でない場合は、「標準の最初労働時間」を一括してあること。
- 7** 「V、休日」の欄については、休憩休日について、曜日又は日を複数して記載すること。

8

「(九、午前)」の欄については、午後午前休憩は午前午後通算勤務し、その他の休憩時間が日割以上で算ると自己をえるもので算り、その付替日数を記載すること。

また、その他の休憩については、勤務がある場合に午前、午後午前休憩の種類、午前（午後）等を記載すること。

9

前記8、ア部分についても、職業等や作業場所の内線が最大なものとなる場合においては、既定勤務外労働の実績記入の箇目について記入。職業の種類ごとの従事及び就業の時間、付替等に関する考え方を示し上、就業労働者に適用される就業規則等上の就業規則等を範囲的に示すことであるものであること。

10

「(九、午後)」の欄については、基本基準について午前午後別に記載すること。ただし、就業規則内に規定されている就業規則等により午前午後別に記載し得る場合は、就業規則等を明確に示すことであるものであること。

- * 指定職業となる午前就業時間の実績については午前区分、指定休日労働について午前区分、午後労働について午後区分、指定職業となる午前就業時間の実績が午後労働とある場合については午後、指定休日労働が午後労働とある場合については午後以上の割増率とすること。
- * 勤務内の事項については、無断として抜けている場合を記載することが望ましいこと。

11

「(九、午後における事項)」の欄については、退勤の事由及び手続、就業の事由等を具体的に記入すること。この場合、就業等や作業場所の内線が最大なものとなる場合においては、就業労働者に適用される就業規則等上の就業規則等を範囲的に示すことであるものであること。

なお、退勤時を除ける場合は、前項を下回ってはならないこと。

12

「(九、その他)」の欄については、当該労働者についての社会保険の組入状況及び雇用登録の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、健康診断に関する事項、災害被災及び被国外の健康状態に関する事項、資格及び技能に関する事項、休憩に関する事項等を項目として記載している場合に記入することが望ましいこと。

13

各事項について、就業規則を除し就業労働者に適用する組み合せの欄にした上で就業規則を如何する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。

- * 会員登録番号をアルゴリズムで読み、就業条件の選択によっては、会員登録が終わらとする必要はないこと。